

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書 【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への特別給付金の支給に関する事務をおこなう。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号」法という。)の規定により以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件確認のために必要な情報(税情報)を取得し対象者を特定する。
③システムの名称	1. 子育て世帯給付金振込データ 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳情報ファイル、受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ・番号法第19条第8号 別表第二 121の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	対象人数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	取扱者数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への特別給付金の支給に関する事務をおこなう。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。)の規定により以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件確認のために必要な情報(税情報)を取得し対象者を特定する。	食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯への特別給付金の支給に関する事務をおこなう。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号」法という。)の規定により以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件確認のために必要な情報(税情報)を取得し対象者を特定する。	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の101の項	番号法第9条第1項及び別表第一の101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ・番号法第19条第8号 別表第二 121の項	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ・番号法第19条第8号 別表第二 121の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	評価実施機関における担当部署	①部署:子ども支援課 ②所属長:子ども支援課長	①部署:こども課 ②所属長:こども課長	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	対象人数	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	取扱者数	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	評価の見直しによる